

12月は地球温暖化防止月間です

温室効果ガスの削減は、世界規模での課題であり、私たち一人ひとりの取り組みが必要です。できることから取り組みましょう。

日常生活での工夫

- 天気の良い日には自転車でお出掛けしましょう。
- 冷蔵庫の温度設定が夏季に合わせて「強」や「中」になっていませんか。秋から春にかけては温度設定を「弱」に切り替えましょう。また、食品の詰め込みすぎには注意しましょう。
- お風呂の追いだし回数を減らすために、家族で続けてお風呂に入りましょう。
- カーテンを厚手のものにして、窓に断熱シートを貼り、窓から暖気が逃げるのを防ぎましょう。

環境政策課

☎(582)1154

☎(583)3911

市役所の地球温暖化対策の取り組み

本市では、「第4次守山市地球温暖化対策実行計画」に基づき、令和2年度から5年間で、平成30年度(11,997t-CO₂)比で温室効果ガス5%の削減を目指しています。

令和元年度の排出量は12,636t-CO₂であり、5.3%増となりました。

引き続き、市では省エネルギーの推進やごみの減量化、再資源化に取り組み、温室効果ガスの削減に努めていきます。

総務課

☎・☎(582)1111

☎(582)0539



消費生活センター情報

くらしのたより No.33

借金の相談はお早めに

生活費や特別な出費のために銀行カードローンや消費者金融からの借り入れを利用したり、クレジットカードで買い物をしたりして、返せないほどの借金を抱えてしまったという相談が寄せられています。計画的な利用を心掛けることが大切ですが、どうしても返せない状況になったら早めに法律家などに債務整理の相談をすることをお勧めします。

債務整理とは、返済すべき借金の額を確定させたうえで、支払方法を見直すことをいいます。債務整理には、任意整理、特定調停、個人再生手続き、自己破産の方法があり、法律家に相談すれば自分に適した方法を説明してくれます。

弁護士や司法書士に依頼する場合は、費用が必要になりますが、経済的に余裕がない人には、費用を立て替える民事法律扶助制度があります。

決定的な破綻に追い込まれる前に、まずは消費生活センターにご相談ください。

市消費生活センター(市民協働課内)

☎・☎(582)1148 ☎(583)3911

令和3年3月までマイナンバーカード交付業務の臨時開庁を行います

マイナンバーカードの普及率向上のため、マイナンバーカードの受け取りを、下記日程で臨時開庁して実施します。

時・令和3年1月7日～3月25日の毎週木曜日

(2月11日は除く)午後5時15分～7時

・1月10日～3月28日の毎週日曜日

(第3日曜日は除く)午前9時～午後3時

・1月16日(土)、2月20日(土)、3月20日(土・祝)午前9時～午後3時

所市民課

持事前に送付している交付通知書(はがき)、通知カード、本人確認書類(詳しくは、交付通知書をご覧ください)、住民基本台帳カード(ある人のみ)



市民課 ☎・☎(582)1122 ☎(583)9737